

相談・告発等受付体制と調査委員構成

- ▶ 研究費の取扱いに係る不正行為 (研究費の不正使用等)
- ▶ 研究活動に係る不正行為 (捏造・改ざん・盗用等)
- ▶ 共通事項



※研究費取扱いに係る不正行為に関する通報かつ、その内容が研究倫理相談員又は研究支援課を当事者として含む場合



告発窓口

- ・中京大学研究倫理規定第20条
- ・研究活動及び研究費の取扱いに係る不正防止並びに不正行為への対応に関する規程第10条

研究倫理相談員

研究支援課

内部監査室

配分機関



統括管理責任者

研究倫理委員会
委員長

※委員長を当事者として含む場合は、副委員長

報告



予備調査委員会

- 統括管理責任者
※告発者・被告発者と直接の利害関係を有する場合は、研究倫理委員長
- 被告発者が所属する部局のコンプライアンス推進責任者(部局長)
- 倫理委員長が研究倫理委員会の審議を経て指名した者
- 内部監査室長

予備調査委員会

※3名で構成

- 倫理委員長が研究倫理委員会の審議を経て指名した者

※告発者及び被告発者と直接の利害関係を有する者は、予備調査委員になることができない

研究倫理委員会

※本調査の有無を審議

本調査実施有無の報告

認定結果の報告

本調査委員会

- 統括管理責任者
※告発者・被告発者と直接の利害関係を有する場合は、研究倫理委員長
- 倫理委員長が研究倫理委員会の審議を経て指名した本学の教職員又は外部有識者 1名
- 外部有識者として最高管理責任者が委嘱する法律の知識を有する者及び公認会計士等 若干名

※告発者及び被告発者と直接の利害関係を有する者は、本調査委員になることができない

本調査委員会

- 倫理委員長が研究倫理委員会の審議を経て指名した研究倫理委員会の委員 1名
- 倫理委員長が研究倫理委員会の審議を経て指名した本学の教職員又は外部有識者 若干名
- 外部有識者として最高管理責任者が委嘱する法律の知識を有する者 1名

※外部有識者を半数以上含む
※想定・5名程度で構成

本調査実施決定

結果報告

結果報告